

別紙 3（承認条件）

1 生コンクリート

（１）生コンクリートの配合について、W／Cの指定をした場合、次の２方法がありますが、一括承認では①の方法により承認します。

- ① 県の要求する規定をすべて満足する製品をその工場の中から選出し、使用する。
- ② 県の要求する規定をすべて満足する配合をし、特注品として使用する。

（２）使用材料及び示方配合に変更があるときは、変更申請をしてください。

2 コンクリート積ブロック

（１）骨材の産地、示方配合等に変更があるときは、変更申請をしてください。

（２）骨材試験については、必要回数を実施してください。

3 コンクリート二次製品

（１）生産条件等に変更があるときは、変更申請をしてください。

4 アスファルト合材（新材）

（１）骨材の産地、示方配合等に変更があるときは、変更申請をしてください。

（２）粗粒度アスコン（20）、細粒度アスコン（13）はマーシャル試験突固め回数50回試験値であるので、C交通以上は別途承認願を提出してください。

5 路盤材（新材）

（１）原石の産地に変更があるときは、変更申請をしてください。

（２）各種試験結果について、任意様式の総括表を作成し提出してください。